



平成 27 年 2 月 12 日

各 位

本社所在地 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
会 社 名 健康コーポレーション株式会社
代 表 者 代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス
問 合 せ 先 取 締 役 香 西 哲 雄
電 話 番 号 03-5337-1337
U R L <http://www.kenkoucorp.co.jp/>

**【説明資料】第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権
(行使価額修正選択権付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2015 モデル」) の
発行に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 2 月 12 日開催の取締役会において決議いたしましたドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権（第三者割当）（行使価額修正選択権付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2015 モデル」）の発行に関しまして説明資料を作成いたしましたのでお知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 27 年 2 月 12 日付けプレスリリース「第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行及び新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2015 モデル」）締結に関するお知らせ」をご参照ください。

【TIP・2015 モデル概要】

TIP・2015 モデルによる資金調達の特徴

「TIP・2015 モデル」は、将来の株価上昇を見込み、当社が希望する目標株価（ターゲット価格）を行使価額として設定した新株予約権で、株価の上昇局面において効率的に有利な資金調達が実現可能です。

1 株当たり利益の希薄化による株価インパクトを分散していることで、当社株式の投資家にも配慮しており、その他にも以下のメリットがある、革新的なプログラムです。

また、上記に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、本新株予約権には「行使価額修正選択権」が付与されており、当社の判断により行使価額を修正することができます。

- ① 当社が希望する目標株価での資金調達（ターゲット・イシュー）を指向
- ② 一括ではなく少しづつ資金調達することで希薄化による株価インパクトを分散
- ③ 資金調達するタイミングを当社が制御可能（権利行使には当社の許可が必要）
- ④ 「行使価額修正選択権」により当社の判断で、当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額することが可能

- ⑤ 「行使価額修正選択権」により、緊急の若しくは機動的な資金ニーズにも対応することが可能
- ⑥ 発行予定株数は、4,800,000 株に限定（株数限定・資金調達額変動）
- ⑦ 自己資本の充実により、財務健全性が高まり、資金調達力アップ
- ⑧ ドイツ銀行グループのグローバルなネットワークの活用

公募増資、MSCB、MSワラントとの相違点

公募増資では、上記①②③④⑤のメリットは享受できません。

株価が下がっても、転換権者の裁量で自由に転換され、転換株数も増加するMSCBとは、上記①③⑥の点で大きく異なります。

目標株価（ターゲット価格）もなく、株価が下がっても、新株予約権者の裁量で自由に権利行使されるMSワラントとも、上記①③の点で異なります。

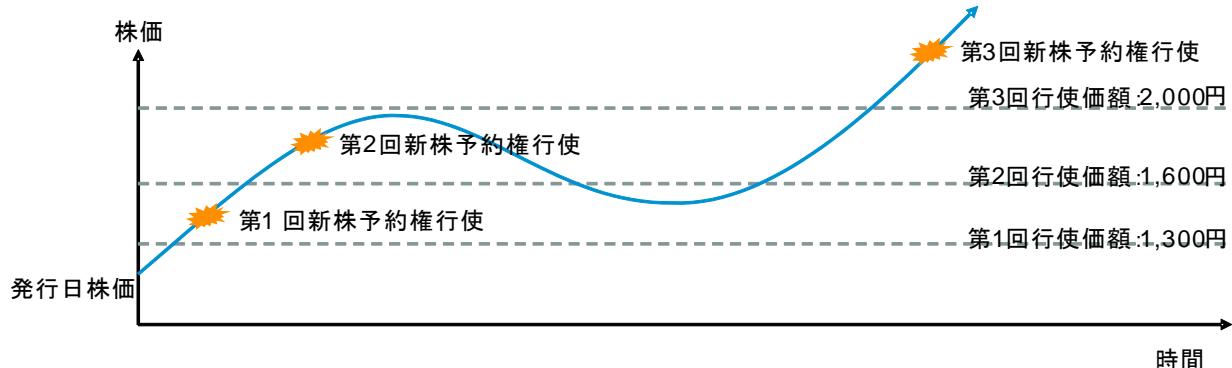
資金調達のイメージ

行使条件は、期間 2 年以内で：

第1回：株価 1,300 円で 2,000,000 株

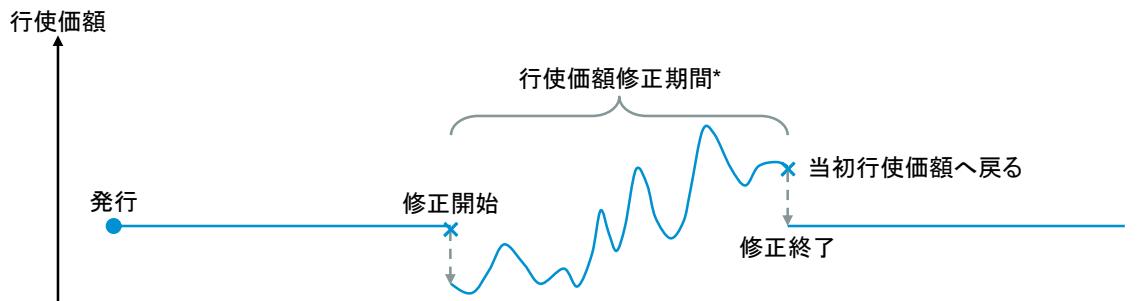
第2回：株価 1,600 円で 1,600,000 株

第3回：株価 2,000 円で 1,200,000 株



「行使価額修正選択権」活用時の行使価額修正イメージ

上記特徴④⑤に記載の通り、柔軟に資金調達を実施する目的で、当社の判断で「行使価額修正選択権」を行使する場合があります。



*当該修正日の前取引日の終値(気配表示を含む)の93%に行使価額が修正される

Q&A

Q1：本新株予約権の行使価額（目標株価）の設定根拠を教えてください

A1：行使価額の設定根拠は以下のとおりです。

本新株予約権の行使価額を設定するにあたり、RIZAP 事業の更なる成長（収益性の高い事業展開）を進めていることや M&A による外部成長を今後見込んでおります。本日発表しました「中期経営計画 COMMIT2020」に記載のとおり 2021 年 3 月期に売上高 3,000 億円、営業利益 350 億円、2017 年 3 月期には売上高 1,000 億円、営業利益 100 億円を表明しており、その業績を達成する過程における株価上昇と直近の業績推移等を元に検討いたしました。その検討結果をドイツ銀行と協議の上、設定いたしました。

Q2：発行済株式の 1 株当たり利益の希薄化は限定されているのでしょうか

A2：はい、限定されています。

本新株予約権の行使が全て行われた場合でも、発行株数は最大 4,800,000 株に限定されています。そのため、行使価額が下がっていくことで転換株数が増加する MSCB とは異なった仕組みとなっており、当初予測される以上の希薄化が生じることはありません。

Q3：割当先（ドイツ銀行ロンドン支店）は自由に本新株予約権を行使することが可能なのでしょうか

A3：限定された場合に行使が可能です。

割当先は原則として当社が行使許可を与えた場合、若しくは当社による行使価額修正選択権の行使により行使価額の修正を行った場合に限り、本新株予約権を行使することができます。これによって当社は、割当先による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要および市場環境を判断しながら権利行使のタイミングを判断することが可能な仕組みとなっております。

Q4：割当先が株価を下げていくことにより、利益を享受する可能性はあるのでしょうか

A4：ありません。

株価が行使価額を上回ってはじめて、本新株予約権の行使が可能となる仕組みとなっております。割当先は株価が行使価額を上回っている際に利益を享受することができます。そのため、割当先が利益を下げる行動をとる経済的合理性はありません。

Q5：公募ではなく本新株予約権で資金調達をする理由を教えてください

A5：株価形成への影響を極力小さくするためです。

公募による資金調達では一度に多くの株式が市場に出ていくため、市場の需給関係を崩し、株価に大きな下落圧力がかかってしまうことが懸念されます。このような一時のマーケット・インパクトを回避し、株価形成への影響を極力小さくすべく、徐々に行使を行うことで市場に株式が漸次的に放出される本件手法を採用しました。

Q6: 割当先が本新株予約権の行使を進め、円滑に資金調達は進むのでしょうか

A6: 最終的には割当先の行使状況次第ではありますが、当社としては、円滑に進む可能性が高いと考えております。

割当先は、株価上昇時には適宜行使していくと考えています。行使許可時及び行使価額修正選択時には、株価は本新株予約権の行使価額よりも高い状態であることが想定されます。その際に割当先が行使を行い、行使された株式を売却すれば売却益を確保することが可能となるため、行使するインセンティブが強い状態であると整理されます。

Q7: 本新株予約権の行使が進まない場合、発行体（健康コーポレーション）の資金繰りが苦しくなることはないのでしょうか

A7: 資金繰りには影響しません。

本資金の用途は今後の成長の為のものであり、当面の運転資金に充当するものではありません。

Q8: 本取引はどちらかインサイダー取引（内部者取引）ではないのですか

A8: 違います。

本取引は、インサイダー・フリーの状態における新株予約権の新規発行であり、既存の有価証券の売買等を行うものではありませんので、インサイダー取引規制は適用されません。

Q9: 本新株予約権の行使により、株式の流動性はどのように変化すると考えられますか。

A9: 当社としては、流動性向上に寄与するものと考えております。

割当先により本新株予約権の行使が行われると、新たな株式が発行されます。割当先が同株式を市場で売却した場合には、流通する株式は増加し、流動性向上が期待されます。

Q10: 発行体（健康コーポレーション）に「行使価額修正選択権」が付与されているが、どういった効果があるのか。

A10: 機動的な資金調達を行うことが可能となります。

当社の判断により本新株予約権の行使価額を修正することが可能であり、これによって株価が上昇した場合に資金調達額を増額できます。また緊急の資金ニーズが生じた場合、時価に近い価額で資金調達を行うことが可能です。

以上